

信用取引口座設定約諾書等の差入方法の電子化に係る

「受託契約準則」の一部改正について

平成20年3月4日

株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、受託契約準則の一部改正を行い、平成20年3月10日から施行します。

昨今のインターネット取引の普及に伴い、法令の定めによって金融商品取引業者が顧客から取得する同意（顧客の証券を担保に供することについての同意等）については、既に電磁的方法によって取得することが可能となっております。また、金融商品取引法等の施行によって、電磁的方法を含めた金融商品取引業者の顧客に対する説明義務の拡充等、投資者保護のための法制度が強化されてきております。

今回の改正は、こうした状況を踏まえ、信用取引に係る投資者の利便性の更なる向上を図るため、信用取引口座設定約諾書を書面により差し入れる現行の方法に加えて、電磁的方法により行うことを可能とするよう受託契約準則の一部改正を行うものです。

これに併せて、発行日取引の委託についての約諾書についても、同様の趣旨から電磁的方法により差し入れることを可能とすることとします。

2. 改正概要

(1) 信用取引口座設定約諾書の差し入れ

信用取引口座設定約諾書を書面により差し入れる現行の方法に加えて、電磁的方法により行うことを可能とします。

(2) 発行日取引の委託についての約諾書の差し入れ

発行日取引の委託についての約諾書を書面により差し入れる現行の方法に加えて、電磁的方法により行うことを可能とします。

(3) その他

所要の改正を行います。

(備考)

・ 受託契約準則第5条第3号

・ 受託契約準則第4条第2号

3. 施行日

平成20年3月10日から施行します。

以上